

# EU の社会政策にみる社会的排除

細井優子

## 要 旨

近年、注目される社会的排除概念については、明確な定義が存在していない。社会的排除概念をめぐる言説やパラダイムはフランスやイギリスでそれぞれ発達し、EU の社会的排除・包摂の概念とそれへの取り組みに影響を与えている。本稿の目的は、EU の社会政策からその社会的排除概念を明らかにすることである。そのために、第一に、EU の社会政策の歩みをたどりながら、EU が社会政策に踏み込むようになった背景や思想の転換を明らかにする。第二に、思想の転換を果たした EU の社会政策が、いかにして社会的排除の問題に取り組んできたかを明らかにする。そして最後に、EU の社会政策における社会的排除概念を浮き彫りにすることとする。

キーワード：EU, 社会的排除, 社会政策, 欧州雇用戦略, リスボン戦略, ワークフェア

## 目 次

はじめに

1. EU の社会政策の歩み
2. EU の社会政策における社会的排除への取り組み
3. 社会的排除と雇用の関係

おわりに

## はじめに

社会的排除概念については明確な定義がないものの、その概念はフランスやイギリスにおいてそれぞれ発達し、EU の社会的排除の概念とそれへの取り組みに影響を与えている<sup>(1)</sup>。それゆえ、EU の社会的排除概念を理解するにあたっては、EU の社会政策から丹念に培り出すような作業が必要である。

もともと社会労働政策や雇用政策といったいわゆる社会政策は、従来 EU レベルではなく主として各加盟国レベルにて取り組まれる政策領域であった。欧州経済共同体（EEC）を設立したローマ条約（1957年調印、1958年発効）では、基本的な社会政策についての条項は設けられて

いた。しかし、市場統合を主軸としていた初期の欧州統合では、欧州レベルでの社会的な規制は公正な経済競争を促進する場合に限定されるべきだとみなされる傾向が強かった。その背景には、社会福祉の拡充は欧州市場の自由化として生じる経済成長によって実現されると考えられていたことや、社会政策のための財政基盤が小さいEUは、財政移転を伴う再配分政策の実施の大部分を加盟国政府に依存せざるを得ないということがあった<sup>(2)</sup>。

しかし、近年ではEUはその社会政策の中で社会的排除への取り組みに重点を置き、社会的側面を強化してきている<sup>(3)</sup>。たとえば、ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員長は2017年4月26日に「より公正な欧州を構築し、その社会的側面を強化することは現欧州委員会の主要優先事項である」と表明している<sup>(4)</sup>。欧州委員会は同日、「欧州の社会権に関する柱（European Pillar of Social Rights）」を採択した。この柱は、公正かつ正しく機能する労働市場や福祉制度を支えるための20の主要原則や権利を明示しており、欧州における労働・生活環境の改善に向け上向きに収斂する新たな流れを示す羅針盤と位置づけられる。

本稿の目的は、EUの社会政策からその社会的排除概念を浮き彫りにすることである。そのために、第一に、EUの社会政策の歩みをたどりながら、EUが社会政策に踏み込むようになった背景や思想の転換を明らかにする。第二に、思想の転換を果たしたEUの社会政策が、いかにして社会的排除の問題に取り組んできたかを明らかにする、そして最後に、EUの社会政策における社会的排除概念を浮き彫りにすることとする。

## 1. EUの社会政策の歩み

### 1.1 社会政策における思想の転換

かつてのEUにおいて、社会政策は各加盟国が個別に取り組むべき政策領域であり、ヨーロッパ・レベルでは歴史的にもあまり重点が置かれてこなかった<sup>(5)</sup>。市場統合を主軸とした初期の欧州統合では、社会福祉の充実が欧州市場の自由化の結果として生じる経済成長によって実現されると考えられていた。そのため、ヨーロッパ・レベルでの社会的な規制は公正な経済競争を促進する場合に限定されるべきとみなされていた<sup>(6)</sup>。したがって、欧州経済共同体（EEC）を設立したローマ条約（1957年調印、1958年発効）では、労働者の移動の自由や社会保障上の権利に関する諸規定、男女同一労働同一賃金の原則に関する規定、欧州社会基金（ESF）の設置など、基本的な社会政策についての条項のみが設けられている<sup>(7)</sup>。またEU特有の問題として、社会分野における指令等の採択には、閣僚理事会での全会一致が必要であったため、ヨーロッパ・レベルでの政策は進まなかったという面もある<sup>(8)</sup>。これについては、後に述べるとする。

経済的側面に偏った統合のあり方が変化し始めたのは1970年代中頃である。市場統合の進展により生じる社会・労働問題に対処する必要が認識されるようになり、ヨーロッパ・レベルでの共通の社会福祉の導入が検討され始めた。たとえば、1974年に理事会が社会行動計画（Social

Action Programme) を決議した。そこでは、完全雇用および雇用条件の改善、生活および労働条件の改善と統合、労使団体による政策決定過程への参加、といった目標とそれに対する政策案が掲げられた<sup>(9)</sup>。域内市場で活動する労働者の権利を保障するという「人間の顔をした」統合の必要性が認識されるようになり、ヨーロッパ・レベルで共通の社会政策の導入が提案されたのである<sup>(10)</sup>。

次に EU の社会政策が大きく転換したのは 1990 年代前半である<sup>(11)</sup>。それまでのヨーロッパ諸国では、企業内部では労働者保護を拡充し、社会全体では福祉を手厚くすることが目指されていた。若年失業率は 20% を超え長期失業率は 50% 以上という状態に陥っていた。これに対してイギリスやアメリカでは新自由主義に基づく政策が実施され、一定の成果をあげていた。こうしたことより、当時のドロール欧州委員会委員長もその社会政策の転換に踏み切らざるを得ない状況にあった。

さらに、この頃マーストリヒト条約（1992 年調印、1993 年発効）により導入された経済通貨同盟（EMU）による通貨政策の統合の結果、加盟各国の雇用政策が EU 経済に影響を及ぼす可能性が出てきた<sup>(12)</sup>。当時、雇用政策は加盟各国の権限領域に留まっており、ヨーロッパ全体を統括して雇用に関する取り組みは不可能であった。しかし、各加盟国レベルでは、雇用問題を解決する糸口が見つからず、雇用問題の政治化現象を非政治化すべく、EU レベルでの取り組みが求められるという政治的な思惑があった。EU は、各加盟国の諸勢力による雇用問題を欧州統合の悪影響として EU に責任転嫁しようとする動きを抑えるためにも、EU レベルでの雇用対策に取り組む必要があるとの認識に至った。

## ドロール白書

1990 年代後半の EU 社会政策の中心は、後述する欧州雇用戦略であるが、その出発点に位置するのが 1993 年の『成長、競争力、雇用：21 世紀に向けての挑戦と施策（白書）<sup>(13)</sup>』（通称ドロール白書）である。EU が発足した 1993 年、コペンハーゲン欧州理事会では深刻な失業問題への懸念が表明され、同欧州理事会の要請に基づき「ドロール白書」が発表された。同白書は、構造的失業の原因は労働市場の硬直性にあるとし、労働市場の柔軟性を高め、企業の競争力を高めるための措置を加盟国に提言している。これは雇用問題を欧州レベルにおいて分析した初めての EC 白書である<sup>(14)</sup>。

ドロール白書は、EU の社会的側面に大きな影響を与えた<sup>(15)</sup>。それは、第一に、雇用と社会的結束を社会的側面の中心に位置づけたこと、第二に、その上で、EU としての社会的側面への取り組みと経済的統合を同等に位置づけたこと、においてである。雇用への取り組みにおいても、これまでの EU とは異なる特徴が見られる。欧州社会憲章に見られる「最低基準」の設定による労働者の保護を目的とするのではなく、職業訓練を通じた労働者の訓練や、企業の組織柔軟性の

向上に対する税インセンティブの奨励など、積極的労働市場政策が基本に据えられている。しかし、雇用問題に関する権限は共同体にないことから、EU レベルで取り組むためには別途方策が必要であった。ドロール白書で提言された内容は、その後の欧州雇用戦略の主たる内容として実施されていくのである。

### 『欧州社会政策：EU の選択（グリーン・ペーパー）』、『欧州社会政策：EU の進路（白書）』

ドロール白書と時を同じくして、欧州委員会の雇用社会総局は、EU の社会政策の転換をもたらすような福祉国家のあり方を見直す取り組みに着手していた。その内容は、1993 年の『欧州社会政策：EU の選択（グリーン・ペーパー）<sup>(16)</sup>』と 1994 年の『欧州社会政策：EU の進路（白書）<sup>(17)</sup>』に見ることができる。

第一に、全ての個人が生産のみならず、アクティブな参加を通じて社会全体の発展に貢献するような「アクティブな社会」を目指すべきであると指摘している。EU の社会のあり方や福祉国家を考える際に、その背景にある社会的連帯という価値観は不可欠なものである。それは経済的競争のみを重視するネオ・リベラリズムとは対極をなすものであり、EU は社会的連帯という価値観は断固維持すべきものと考えている。しかし、これまでの社会的連帯の考え方と異なるのは、「所得の再分配」という消極的な連帯のあり方から、「経済的活動に参加する機会のより良い分配」というより積極的な連帯のあり方にシフトしていくべきだとしている点である<sup>(18)</sup>。つまり、EU の社会政策において、社会的給付よりも雇用に優先順位を与え、全ての人を社会に統合していくことが目標であるべきだというのである。

第二に、「仕事こそ社会の中核」であるとの新たな視角を提示している。EU による議論では、仕事というものは所得を得るための手段というだけでなく、個人の尊厳、社会的つながり、アイデンティティ、生活を組織する基盤であるという哲学がある。それゆえ、社会問題は、かつてのような社会の上層と下層の不平等だけにあるのではなく、社会の中に居場所がある者（those who have a place in society）と社会から排除された者（those who are excluded）との間に存在すると指摘する<sup>(19)</sup>。ここに EU の社会的排除に関する考え方の片鱗を見ることができる。

これらふたつの文書からは、EU の社会政策のあり方や福祉国家モデルの大きな転換が見えてくる。すなわち、1990 年代初頭から中頃には、EU の社会政策の中核が、社会的給付から雇用政策へとシフトしつつあるのである。

## 1.2 アムステルダム条約

この EU の社会政策の大きな転換をリードしていくのが 1997 年のアムステルダム条約（1997 年調印、1999 年発効）と欧州雇用戦略である。

EU の社会政策の立法権限は、アムステルダム条約<sup>(20)</sup>によって飛躍的に強化されることとなっ

た<sup>(21)</sup>。アムステルダム条約が合意された欧州理事会の直前に、イギリスでは総選挙があり、保守党から労働党への政権交代が行われた。条約改正交渉が終盤に差し掛かった頃、トニー・ブレア率いる労働党政府は社会政策協定に同意を示した。このことにより、条約の社会政策関連条項は大幅に改正されるとともに、EU の立法権限が強化された。

具体的には、「社会政策協定」がアムステルダム条約 EC 条約第 3 部第 8 編（社会政策，教育，職業訓練，若年者）第 1 章（社会規定）に若干の修正がなされた後に組み込まれた<sup>(22)</sup>。これにより、理事会の特定多数決によって採択できる分野が以下の 5 分野となった（EC 条約第 137 条 1 項，2 項）。その 5 分野とは、(1)労働者の健康と安全を守るための労働環境の改善，(2)労働条件，(3)労働者への情報開示と協議，(4)労働市場から排除された人の労働市場への統合，(5)労働の機会均等と労働待遇における男女平等，である。また，全会一致を条件に立法できる分野もできた（EC 条約第 137 条 3 項）。社会保障と労働者の社会的保護，雇用契約が打ち切られた労働者の保護，労働者と被用者の利益代表と集団防衛，域内在住第三国国民の雇用条件，雇用促進と職場創出のための財政出動がその対象となる。

さらに注目すべきは、アムステルダム条約の EU 条約第 2 章では「高水準の雇用の推進」が EU の目標として掲げられ、EC 条約では雇用政策についての章が新設されたことである<sup>(23)</sup>。雇用政策条項は、欧州理事会の「結論」、閣僚理事会の「雇用指針」、加盟国の「年次報告」、閣僚理事会の「検査」と「勧告」、閣僚理事会と欧州委員会の「合同年次報告」、欧州理事会の「結論」という政策サイクルを明確に規定した。このことは、全ての加盟国が真剣に雇用政策に取り組まざるを得ない状況をつくった<sup>(24)</sup>。また、アムステルダム条約 EC 条約第 158 条に社会政策の目的として「共同体の調和のとれた発展を促進するため、経済的および社会的結束の強化を導く行動を進展させ、追及する」と明記されているように、イギリスを加えてはじめて EU 全体での雇用・社会政策を実現させることができたのである。

### 1.3 欧州雇用戦略

次に、旧来の欧州福祉国家モデルの大転換を政策レベルでリードしてきたのが同じく 1997 年以降進められてきた欧州雇用戦略である。欧州雇用戦略というのは、3 種類ある EU の雇用政策の手法のひとつである<sup>(25)</sup>。その 3 種類の手法には、第一に、標準的な共同体の手続きにより制定される指令<sup>(26)</sup>，第二に、社会政策協定で導入された「社会的対話」によるもので、EU レベルでの労使交渉の結果をもとに、柔軟性の高い枠組み法制を策定する手法，そして第三に、アムステルダム条約に基づき導入された欧州雇用戦略<sup>(27)</sup>がある。近年では、第一の手法から第二，そして第三の手法へと力点が移動する傾向が見られる。つまり，より柔軟な手法へと力点が移行しているのである<sup>(28)</sup>。

1997 年のルクセンブルク欧州理事会で、「第 1 期雇用戦略（1998～2002 年）」が採択された。これにより，閣僚理事会が「雇用指針（employment guideline）」を毎年策定し，その指針に

沿って加盟国は行動計画を策定して年次報告を提出し、閣僚理事会と欧州委員会が各国の取り組みを監視し、勧告することとなった<sup>(29)</sup>。その第1期雇用戦略は(1)エンプロイアビリティ (Employability)、(2)起業家精神 (Entrepreneurship)、(3)アダプタビリティ (Adaptability)、(4)機会均等 (Equal Opportunities)、という4つの柱からなっている<sup>(30)</sup>。

第一のエンプロイアビリティでは、雇用される能力あるいは競争力の改善を課題としている。特に若年層の失業への取り組みと長期失業の予防に焦点を当てている。例えば、全ての若年失業者は、6か月以上失業状態に陥る前に、職業訓練などの形で新しいスタートを提供される。また成人失業者にも、12か月以上の失業状態に陥る前に、同様の職業訓練や個人的な職業訓練指導の機会が提供され、再スタートのための支援がなされる。第二の起業家精神では、起業と経営をより容易にして促進することを課題としている。明確で、安定した、予測可能なルールを提供することや、資本市場がより発達するよう調整することが目指される。より具体的には、加盟諸国と欧州投資銀行 (the European Investment Bank) によって新設された諸機関が起業を支援する。また加盟諸国は中小企業に対して税負担や行政手続きを軽減したり簡素化したりするよう求められている。第三のアダプタビリティでは、労働者と企業が構造変化に適応できるようにすることを課題としている。パートタイム労働の拡大など就業形態の拡大を評価しつつも、フルタイム労働者との待遇均等化を求める規制を強化することによって、雇用の柔軟性と安定を確保する。第四の機会均等は、個人が経済活動に参加する機会を保障するという、雇用戦略の理念を実現するために不可欠なものである。特に就業におけるジェンダー・ギャップの改善、家庭生活を理由とする離職および産休・育休からの復職、パートタイムでの就業などワークライフ・バランスの実現、障害者の就業生活で直面するであろう問題への取り組みを掲げている。

続く「第2期雇用戦略 (2003~2010年)」では、(1)完全就業、(2)仕事と質と生産性の改善、(3)社会的結束 (social cohesion) と包摂 (inclusion) の強化という3つの柱が掲げられている<sup>(31)</sup>。

## 2. EU の社会政策における社会的排除への取り組み

### 2.1 リスボン条約

リスボン条約 (2007年調印, 2009年発効) は、欧州連合 (EU) 条約と欧州共同体 (EC) 設立条約を改正する条約である。後者はEU運営条約と名称が変更された。ここでリスボン条約に注目すべきことは、社会的排除がEUによって明確に認識され、その克服の術としての社会的包摂が社会政策の大きな目的とされたことである。

たとえば、EU条約第3条3項1には、EUの目的として「完全雇用および社会的進歩を目標とする高度な競争力を有する社会的市場経済」が掲げられている。そしてEU運営条約第9条には、EUがすべての政策分野において「高い雇用水準の促進、適切な社会的保護、社会的排除の克服ならびに高い水準の一般的・職業的教育および保健と関わる要請を考慮する」ことが保障さ

れている（下線は筆者によるもの）。さらに EU 運営条約第 151 条は、EU が社会分野で追求するものとして「雇用促進、情報での平準化を可能とするための生活労働条件の改善、適切な社会的保護、社会的対話、持続的な高い水準での雇用を目指す労働者の能力開発および社会的排除の克服」（下線は筆者によるもの）。ここでは、EU の社会的排除概念が、雇用という社会参加が叶わない状況であること、つまり労働市場からの排除であると捉える傾向が見て取れる。そして、社会的に排除された人々を再び社会的に包摂するために、生活労働条件の改善や社会的保護、社会的対話などを促進しながら、職業教育等を施すことにより人々の労働者としての競争力を高めることが目指されている。

リスボン条約はアムステルダム条約で確立し、ニース条約（2001 年調印、2003 年発効）に引き継がれた EU の社会政策をより明確に位置付けており、現在の EU の社会政策の基盤となっている<sup>(32)</sup>。

## 2.2 リスボン戦略

リスボン条約調印から遡ること 7 年、2000 年 3 月の欧州理事会でリスボン戦略（2000 年～2010 年）が採択された。リスボン戦略は、2010 年までの EU の経済・社会面での戦略目標の通称であり、EU 経済の根本的な強化を目指し、「より良い職と、より一層の社会的結合（social cohesion）を伴った、持続可能な経済成長を実行しうる、世界で最も競争力のあるダイナミックな知識基盤社会（knowledge-based economy）<sup>(33)</sup>」という戦略目標を掲げている。リスボン戦略策定には、インターネットを中心とした情報通信技術の発展、IT 産業の急成長による生産性の向上をうたったアメリカの「ニュー・エコノミー論」への対抗という意味合いがある<sup>(34)</sup>。つまり、情報通信技術の発展に支えられたアメリカ経済の優位性の高まりに対して、ヨーロッパは労働者の権利を保障しながらも、新しい社会・経済環境に適応するための取り組みを進める必要が生じたのである。

リスボン戦略の野心的なビジョンは、経済政策と社会・雇用政策という 2 つの柱からなっている。経済政策では「知識経済への移行」と「経済成長と競争力の強化」それに伴う「雇用創出」により「市民生活の質を改善」をはかろうとしており、新自由主義的な考えに基づいている。社会政策では、「欧州社会モデルを現代化し、人々に投資し、社会的排除と闘う」（下線は筆者によるもの）という目標が掲げられている。「欧州社会モデルの現代化」とは、アメリカ的な社会モデルとは対照的に高水準の社会保障と個人の経済活動の自由を結合させるということであるが、高失業率やグローバルな経済競争といった現代の状況において、このモデルをそのまま維持することは現実的ではなくなっている。とはいえ、アメリカ的な社会モデルのように経済活動の自由競争に重点をシフトさせることは、ヨーロッパの経済競争力にとってマイナスに作用しかねないという判断がある。したがって、社会保障と経済活動の自由を現代に合った仕様で結合させる必要に迫られているのである。

この社会政策の中心は雇用政策であり、欧州雇用戦略の活用による就業率の向上が目標とされた。この時点で61%だった就業率を2010年までに70%に引き上げること、特に女性の就業率を同様に50%から60%に引き上げるという目標設定がなされた<sup>(35)</sup>。注目すべきなのは、失業率ではなく就業率という数値目標を使用していることである。通常、雇用政策の指標として使用されるのは就業率ではなく失業率である。しかし、欧州雇用戦略では就業率を指標にとっており、それは「失業者を非労働力化することで失業率を引き下げる」という取り組み方はしないということである<sup>(36)</sup>。失業など様々な理由で「非労働力化されている人々が労働市場に参入可能になる」ようにしようというのである。そこには、長期的な社会全体の持続可能性をいかに維持向上させていくかというEUの姿勢が見て取れる<sup>(37)</sup>。

リスボン戦略は2005年3月に中間見直しが行われ、進捗の遅れが指摘された。そして、成長と雇用が優先分野として再設定され<sup>(38)</sup>、積極的な雇用政策がより重視されることとなった<sup>(39)</sup>。しかし、2008年の世界経済危機、それに続く欧州債務危機によってリスボン戦略は挫折を余儀なくされた。2010年6月の欧州理事会でリスボン戦略の巻き返し策として、向こう10年間の戦略目標である「欧州2020<sup>(40)</sup>」が採択された。「欧州2020」では、「包括的な成長 (inclusive growth)」が優先領域のひとつとして掲げられ、社会的結束の強化や高雇用経済の実現が目指されている。具体的には、20~64歳人口における就業率を75%に引き上げるという目標設定がなされ、さらには2020年までに少なくとも2,000万人の貧困と社会的排除を削減することも目標とされている。また、欧州委員会と閣僚理事会によって2005年からの実施状況を見直した合同報告書において、「フレキシキュリティ (flexicurity)<sup>(41)</sup>」という概念が提唱されている。これは「柔軟性 (flexibility)」と「保障性 (security)」とを合わせた造語であり、労働市場への適応性促進に関して、柔軟な雇用と失業時の給与保障のバランスの実現が目指されている<sup>(42)</sup>。具体的には、「労使それぞれの必要に応じた雇用形態に対応できる契約の協定」、「失業者や非就労者を含め、職探しを効果的に支援する積極的労働市場政策」、「就労期間を通じて雇用可能性を維持するための生涯学習制度」、「労働市場から離脱している間の支援や、労働市場での移動性を促進するための社会保障制度の現代化」が重要であるとされている。

### 2.3 社会的排除概念とそれへの取り組み

EUでは1990年代以降、シティズンシップと社会的排除は社会政策のキーワードとして用いられるようになった。その背景には、1980年代末から従来加盟各国の主権の範囲にあるとみなされていた失業と貧困問題がヨーロッパ全体の重要課題となり、EUの政策課題として認識されるようになったことがある。さらに、当時の欧州委員会委員長がジャック・ドロールであったことも大きく影響している。社会的排除に関する議論が盛んであるフランス出身のドロール委員長によって、失業と貧困問題は社会的排除という新たな概念と関連付けられて議論されるようになった。



ただし社会的排除概念は、その概念を使用する主体や国の政治的・社会的文化を反映して異なる内容と結びつくために非常に曖昧であることが指摘される<sup>(43)</sup>。実際に現在のところ広く共有されている一般的な定義というものもない<sup>(44)</sup>。たとえば、フランスでは、社会的排除は「連帯にもとづく人々のつながりの断絶」あるいは「国家による社会的結束の保護の失敗」とみなされる<sup>(45)</sup>。つまり、社会を個人々の権利・義務の相互関係としてとらえ、社会的排除とは、その社会秩序から個人が離脱させられ、市民権が侵害されていくプロセスおよびその結果を意味している。フランスの社会的排除概念では、それが社会全体に関わる問題であることや社会的な、結びつきに関する問題が強調される。他方、イギリスでは、社会を市場内で競争する原子化した個人々の集まりとみなしている。そして社会的排除は「さまざまな歪み——差別、市場の失敗、実効性を持たない権利——によって、市場に参加する個人において資源が欠如したことによって生じる」ととらえられる<sup>(46)</sup>。一方、イギリスの社会的排除概念では、物質主義的で個人主義的な側面が協調されている。

EU の社会的排除の定義や政策は、こうしたフランスとイギリスの用法を軸に、加盟各国の多様なとらえ方を集約しながら形成されてきたものである<sup>(47)</sup>。EU による社会的排除概念は 1992 年の文書「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する戦いを強め、統合を促す」に垣間見ることができる。「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。(中略)社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていく多次的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、住居、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである<sup>(48)</sup>」。つまり、社会的排除概念は動的な性質をもつもので、社会的排除が生じるプロセスとその結果である状態の双方を指す。そして、社会的排除概念は所得の多寡を意味する「貧困」とは異なり、より多次的に人々が社会から排除されるメカニズムを意味する。

1980 年代以降、西欧諸国では高度経済成長の終焉により完全雇用が崩壊した。失業と不安定な雇用が拡大するに伴い、失業保険や年金保険、医療保険など福祉国家の柱ともいえる保険制度から漏れてしまう人々、つまり社会から「排除」されてしまう人々が増加した。そして住宅や教育機会の喪失や家族の崩壊、依存症などの問題による「新たな貧困<sup>(49)</sup>」が現れた。こうした社会的排除を克服する政策が「包摂」なのである<sup>(50)</sup>。社会的排除とは、社会の上層と下層の経済的な格差や不平等だけでなく、社会の中にいる者と周辺部にいる者との様々な格差を問題として捉えようとする概念であるといえる。

2000 年 3 月のリスボン欧州理事会の議長総括では、社会的排除の撲滅が目標に掲げられた<sup>(51)</sup>。議長国ポルトガルが、排除の問題を雇用に続く戦略テーマとして取り上げたのだ。また欧州委員会は 1999 年に「社会保護の現代化のための協調戦略 (Concerted Strategy for Modernizing

Social Protection)<sup>(52)</sup>」を発表し、社会保護の現代化に取り組むにあたり、以下の4つの政策目標を雇用戦略と同様に開放的調整手法(OMC)<sup>(53)</sup>の仕組み<sup>(54)</sup>によって実現していくことを求めた<sup>(55)</sup>。その4つの目標とは、(1)仕事をペイするものにし安定した収入を提供する、(2)年金制度を安全で持続可能なものにする、(3)社会的包摂を促進する、(4)質が高くで持続可能な医療を保障する、という政策目標である。OMCによる政策施行には指令が持つような強制力はないものの、加盟国間のピア・プレッシャー効果によって各国の政策を一定の目標へと近づけていくという特質がある<sup>(56)</sup>。またOMCはヨーロッパ・レベルを介した国家間の相互作用に注目する水平的移転型欧州化として注目されている<sup>(57)</sup>。

さらに、2000年のニース欧州理事会で承認された「貧困と社会的排除に対する戦いにおける目標」は、(1)就業への参加と資源・権利・モノ・サービスへのすべてのアクセスを促進する、(2)排除のリスクを防止する、(3)最も脆弱な人々を支援する、(4)あらゆる関係者を動員する、という共通目標を掲げている<sup>(58)</sup>。具体的な対策として、就労支援、ワークライフ・バランス、住宅・保健・教育へのアクセス、障害者や子どもの排除の防止、NGOの関与などへの取り組みが挙げられている。

また2002年のバルセロナ欧州理事会の議長総括では、2010年までに貧困と社会的排除のリスクに直面する人びとの数を減少させるための目標を設定することが加盟国に求められた。社会的排除への対策は、住宅、教育、保健など多面的な政策により取り組みがなされているが、その中でも雇用政策は中心的な位置づけにある。

### 3. 社会的排除と雇用の関係

#### 3.1 「福祉から労働へ(Welfare to Work)<sup>(59)</sup>」の政策転換

これまでに見てきたように、EUの社会政策では社会的排除への取り組みは主として貧困対策や雇用政策によって語られてきた。したがって、EUによる社会的排除をめぐる政策は、社会扶助や福祉サービスよりも雇用政策に大きな比重が置かれているとの指摘や懸念がなされている<sup>(60)</sup>。その理由として、「欧州社会モデルの近代化」の中に「人びとに投資し能動的な福祉国家」をつくるという理念が埋め込まれていることがあげられる<sup>(61)</sup>。リスボン戦略では、雇用政策はその重要な一部となった。そこには、雇用能力を高めることによって労働市場への参加率を高めようとする積極的労働市場政策<sup>(62)</sup>の考え方があつた。こうした背景には、社会の高齢化が進む中で、欧州社会モデルの理念を継続するためには、社会保障に依存する立場の人数を減らし、支える立場の人数を増やす必要があるという事情がある。つまり、「福祉から労働へ」の政策転換が必要なのである。

そして、その前提として「フル就業(full employment)」というEUの考え方を理解しなければならない。リスボン欧州理事会は「フル就業」を目的として設定しているが、一般によく知

られている「完全雇用」ではないことに注意したい。すでに述べたが、EU の雇用戦略の指標として使用されているのは「失業率」ではなく「就業率」である。つまり、EU は失業率を下げること自体を目標としているのではなく、就業率を上げることを目標としている。言い換えれば、長期失業者や高齢者を非労働力化して統計上の失業率を下げることは、EU の目指すところではないということである。EU が目指すのは、さまざまな原因から非労働化されている人びとを支援して労働市場に参入できるようにすることである。

フル就業という発想が登場する背景には、欧州社会モデルの中核である社会保障が、労働力不足や高齢者扶養負担の増大により持続不可能になるという懸念がある。2000 年のリスボン欧州理事会以降、年金政策が EU レベルでの明確なテーマになり、雇用政策とならび OMC を用いて取り組まれるようになったのも、このような事情によるものである。EU は年金政策において、年金の問題を財政計算問題に矮小化してとらえるのではなく、問題の根幹である就業率の引き上げを目標としたといえる<sup>(63)</sup>。

### 3.2 ワークフェアによる社会的包摂

フル就業のターゲットとなるのは、長期失業者や高齢者ばかりではない。むしろ、しばしば議論の対象となるのは、長期失業者や失業者としてすらカウントされない福祉受給者である。いわゆる「失業の罍」あるいは「貧困の罍」などと呼ばれる問題において、議論の対象となる人びとである。つまり、彼らにとって、福祉受給者でいた方が、なまじ就労するよりも収入が高い場合、彼らの就労へのインセンティブは働かないという問題である。就労することによって社会保障給付の減額や課税額が増加するために、就労を条件としない社会保障給付や税制措置による低所得層に対する公的支援が、低所得者層から就労するインセンティブを奪い、さらには低所得者層がそのまま貧困状態に留まるといった事態を招いている。特に、手厚い福祉給付が受けられるヨーロッパでは、よく見られる現象である。

EU の雇用政策における「失業の罍」あるいは「貧困の罍」の問題への対策として、いくつかのキー概念が挙げられる。「メイク・ワーク・ペイ (make work pay)」, 「エンプロイアビリティ (employability)」, そして「ワークフェア (workfare)」といった概念である。まず、福祉受給者にとって少々手取りが増えるくらいであれば、わざわざ骨の折れる仕事をしようとは思わないであろう。したがって、彼らが就労へのインセンティブを持つためには、給付を受けるよりも就労した方が高い収入が得られるようにする (つまり「メイク・ワーク・ペイ」) という政策目標が生まれる。それには、ディーセント・ワーク (decent work 「適切な仕事」) 論が提案するような、「仕事における諸権利」の保障や「社会的対話」の促進など労働の内実を充実させる取り組みが必要である。

さらに EU はこの問題を社会保障改革の観点からも政策を打っている。EU は、「雇用親和的な (Employment friendly) 社会保障制度」として、失業保険を就業能力保険に発展させるこ

とを求めている<sup>(64)</sup>。従来の失業保険は、一時的に仕事を離れていた労働者が同様の仕事に戻っていくことを前提としているが、今日の労働市場では求職者により高い技能や新しい技能を求めている。よって、求職者がこの要求に応えられない限り、従来の失業保険制度では就労能力・可能性の低いままの人びとに手当を支給し続けることになる。それに対し、就業能力保険の考え方は、失業者に就労に必要な技術や能力（「エンプロイアビリティ」）を向上させるための教育・訓練を施すことで、就労を支援するというものである。このように、就労と社会保障・福祉を結びつける考え方や施策は、広く「ワークフェア<sup>(65)</sup>」と呼ばれる。

ワークフェアは、1980年代～1990年代にアメリカやヨーロッパの福祉国家再編の中で生まれた概念あるいは施策である。1980年代からの国際的な経済・雇用情勢の悪化に伴い、福祉と就労をめぐる関係の再編として注目を集めるようになった。ワークフェアという言葉がしばしばアメリカ発祥とされるのは、1996年のクリントン政権による福祉改革で公的扶助（TANF:貧困家族一時扶助）受給者が劇的に減少したことが、「成功の証」としてワークフェアを国際的に伝播させる契機となったからである<sup>(66)</sup>。この改革により、現金給付の受給期間が生涯で5年に制限され、受給開始後2年以内での職業教育・訓練への参加が義務付けられた。このようにアメリカのワークフェアは所得補償の受給要件として就労を強制的に義務づけるような制裁的な意味を持つことから、ヨーロッパ諸国や研究者からは批判的に見られる傾向がある<sup>(67)</sup>。したがって、例えばスウェーデンのように積極的労働市場政策のプログラムへの参加が失業者の自発的意思によってなされるようなケースは、アメリカのワークフェアとは区別されアクティベーションなどと呼ばれることもある<sup>(68)</sup>。しかし、本稿においては、ワークフェアとは「所得補償の受給要件として就労を義務付けるもの」とする広義で一般的な定義を採用している。

ワークフェアに関しては、アメリカの福祉改革と不可分であるとの捉え方があり、国際的評価は必ずしも肯定的ではない。特に、アメリカ型のワークフェアに特徴的な強制力と罰則規定が、大陸ヨーロッパ諸国では抵抗感をもって受け止められる。EUのワークフェアがアメリカ型のワークフェアとどう違うのか、福祉サービスよりも雇用に重点を置くワークフェアのあり方が、社会的排除・包摂の問題に照らしていかなる問題を含むのか、といった詳細な調査と分析は今後の課題として稿を改めることとしたい。

## おわりに

本稿は、EUの社会政策をめぐる思想やその取り組みから、EUが社会的排除という概念をどのように理解しているかを明らかにすることを試みた。

従来、主として各加盟国レベルにて取り込まれる政策領域であった社会政策が、EUレベルで取り込まれるようになった背景には、1970年代と1990年代の大きな転換点があった。1970年代中頃になると、市場統合の進展により生じる社会・労働問題に対処する必要が認識されるように

なり、ヨーロッパ・レベルでの共通の社会福祉の導入が検討され始めた。経済的側面に偏った統合のあり方は、ヨーロッパ・レベルで共通の社会政策を導入することにより、域内市場で活動する労働者の権利を保障するという「人間の顔をした」統合へと変化し始めた。1990年代になると、ヨーロッパでは若年失業率が20%を超え長期失業率が50%以上という状態に陥ったことや、経済通貨同盟（EMU）による通貨政策の統合の結果、加盟各国の雇用政策がEU経済に影響を及ぼす可能性が出てきたことから、ヨーロッパ・レベルでの雇用対策が必要になった。

そして、1993年の「ドロール白書」から1997年の「欧州雇用戦略」、2000年の「リスボン戦略」をはじめ一連の重要な社会政策に関する文書を概観することにより、EUによる社会的排除・包摂の概念は主として貧困対策や雇用政策によって語られてきたことが明らかになった。つまり、社会的排除をめぐる典型的な議論のように、EUは社会的排除を「失業」への過程、社会的包摂を「就労」への過程ととらえているように見える。しかし、社会的排除概念がしばしば多次的な概念であるといわれるのは、従来の物質・貨幣の多寡を問題とする貧困概念に比べて、社会関係・つながりを問題とするからである。その点はEUの社会的排除概念においても同様で、単に社会給付によって失業者や貧困者の物質・貨幣的不足を補うのではなく、彼らが仕事をすることによって社会とのつながりを持てることが重視されている。特に、リスボン戦略では、雇用政策が重視されており、雇用能力を高めることによって労働市場への参加率を高めるという積極的労働市場政策の考え方が中心に据えられている。リスボン戦略でEUが目指す「欧州社会モデルの近代化」には、「人びとに投資し能動的な福祉国家」をつくるという理念が埋め込まれているのである。

こうした背景には、社会の高齢化が進む中で、欧州社会モデルの理念を継続するためには、社会保護に依存する立場の人数を減らし、支える立場の人数を増やす必要があるという事情があった。そして、EUは「福祉から労働へ」の政策転換をしてきたことを明らかにした。それは国際的な経済・雇用情勢の悪化に伴い、福祉と就労をめぐる関係の再編として注目を集めるようになったワークフェアにつながっていることを明らかにした。ただし、EUによる社会的排除をめぐる政策は、社会扶助や福祉サービスよりも雇用政策に大きな比重が置かれる傾向に対して懸念もあることは指摘するととどめ、その詳細な分析は今後の課題として別稿に改めたい。

※本研究は、平成30年度拓殖大学政治経済研究所研究助成およびJSPS科研費JP16K03413（平成28年度～平成31年度）の研究助成の成果の一部である。

#### 《注》

- (1) 拙稿（2018）「ヨーロッパにおける社会的排除——概念整理の試み——」、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第20巻、第1号、pp.25-42.
- (2) 辰巳浅嗣編著（2012）『EU 欧州統合の現在』（第3版）、創元社、p.158.

- (3) European Commission (2017), *Commission presents the European Pillar of Social Rights*, Press release, Brussels, 26 April 2017 <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-17-1007\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1007_en.htm)> (最終閲覧日：2018年10月3日)
- (4) *Ibid.*
- (5) ローマ条約起草時、統合の社会的側面の必要性について全く議論がなかったわけではない。統合のあり方について、統合の社会的側面は経済統合の結果として生じると見なして統合の対象にしない考え方（ドイツの立場）と、社会政策の統合自体も対象とすべきとの考え方（フランスの立場）が存在した。Hantrais, Linda (1995), *Social Policy in the European Union*, Macmillan. 最終的にローマ条約では、社会・労働政策ではなく、各加盟国間の社会的コストの格差が域内競争力の格差につながることはないよう、特定の社会的側面について調和をとることとされている。詳細については、広部直子（2005）「EU 統合ダイナミズムの中のリスボン戦略 — 統合の社会的側面の観点から —」, 『外務省調査月報』, No. 1, pp.37-38. を参照のこと。
- (6) 辰巳, 前掲書, p. 158.
- (7) 同上
- (8) 田中敏 (2007) 「11 社会政策 — 「欧州社会モデル」の变革 —」, 国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU : 機構・政策・課題 : 総合調査報告書』国立国会図書館, p. 191.
- (9) 辰巳, 前掲書, p. 158.
- (10) 同上, p. 159.
- (11) 濱口桂一郎 (2003) 「EU の雇用・社会保障戦略が示唆するもの (上)」, 『週刊社会保障』 No. 2235 (2003. 5. 26), p. 27.
- (12) 広部, 前掲論文, p. 52.
- (13) European Commission (1993), *Growth, competitiveness, employment The challenges and ways forward into the 21st century: White paper*, COM (93) 700.
- (14) 広部, 前掲論文, p. 52.
- (15) 同上, p. 53.
- (16) European Commission (1993), *Green Paper European Social Policy: Options for the Union*, COM (93) 551.
- (17) European Commission (1994), *European Social Policy — A Way Forward for the Union. A White Paper. Part A*. COM (94) 333.
- (18) 濱口, 前掲論文, p. 28.
- (19) 同上
- (20) マーストリヒト条約を改正したアムステルダム条約は、具体的には欧州連合 (EU) 条約と欧州共同体設立 (EC) 条約を改正する条約である。
- (21) 竹中康之 (2000) 「EU 社会政策の発展」, 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ。
- (22) 小島健 (2015) 「EU 社会政策の展開」『東京経大会誌』第 285 号, pp. 250-251.
- (23) 同上
- (24) 濱口, 前掲論文, p. 28.
- (25) Council of the European Union (2005), *European Council Brussels, 22-23 March 2005, Presidency Conclusion*, para. 4-5. <[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/press\\_data/en/ec/84335.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/press_data/en/ec/84335.pdf)> (最終閲覧日：2018年9月27日)
- (26) この手法は、採択時の加盟国間での調整が困難であることから、採択に特定多数決が用いられる労働安全衛生などの分野を中心に適用される。
- (27) 欧州雇用戦略は、閣僚理事会がガイドラインを策定し、各加盟国がそれに沿った行動計画を立て報告を行い、その実施状況・政策内容について EU レベルでレビューを実施するという手順を踏む。これによってより良い政策の普及を目指すものである。

- (28) 田中, 前掲論文, p. 194, Rhodes, Martin (2005), “Employment Policy” Helen Wallace *et al.*, *Policy-making in the European Union*, Oxford University Press, p. 289.
- (29) 加盟国間のピア・プレッシャー効果によって各国の政策を一定の目標へと近づけていくこの手法は, 開放的調整手法 (OMC: Open Method Coordination) と呼ばれる。OMC はヨーロッパ・レベルを介した国家間の相互作用に注目する水平的移転型欧州化として注目されている。
- (30) European Commission (1997), *The 1998 Employment Guidelines, Council Resolution of 15 December 1997*, pp. 9-13.
- (31) The Council of the European Union (2003), Council Decision of 22 July 2003 on guidelines for the employment policies of the Member States, (2003/578/EC), *Official Journal of the European Union*, L197/13.
- (32) 小島, 前掲論文, p. 251.
- (33) Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusion*, para. 5 ([http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1_en.htm)) (最終閲覧日: 2018年9月27日)
- (34) High Level Group (2004), ‘Facing the Challenge — The Lisbon strategy for growth and employment’, pp. 14-15 ([https://ec.europa.eu/research/evaluations/pdf/archive/fp6-evidence-base/evaluation\\_studies\\_and\\_reports/evaluation\\_studies\\_and\\_reports\\_2004/the\\_lisbon\\_strategy\\_for\\_growth\\_and\\_employment\\_\\_report\\_from\\_the\\_high\\_level\\_group.pdf](https://ec.europa.eu/research/evaluations/pdf/archive/fp6-evidence-base/evaluation_studies_and_reports/evaluation_studies_and_reports_2004/the_lisbon_strategy_for_growth_and_employment__report_from_the_high_level_group.pdf)) (最終閲覧日: 2018年9月27日), 入稻福智 (2005) 「リスボン戦略」『平成国際大学論集』第9号, p. 132.
- (35) さらに2001年のストックホルム欧州理事会では, 高齢者 (55~64歳) の就業率を2011年までに50%に引き上げるという目標が追加された。濱口, 前掲論文, p. 28.
- (36) 同上
- (37) 同上
- (38) Council of the European Union (2005), *op. cit.*, para. 4-5.
- (39) *Ibid.*, para. 30.
- (40) European Commission (2010), *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth* (<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:2020:FIN:EN:PDF>) (最終閲覧日: 2018年9月27日)
- (41) フレキシキュリティ (Flexicurity) はデンマークが最初に導入した政策である。(1)雇用と解雇を比較的容易に行える, 雇用者にとっての「柔軟な労働市場」, (2)失業者を早く労働市場に再統合するための「積極的労働市場政策」, (3)最長4年間, 最大で失業前の賃金の90%まで補償される「寛大な失業保険」の三者が, いわゆる「黄金の三角形」を形成するフレキシキュリティの根幹となっている。「職の保障」ではなく「雇用・雇用能力の保障」が重視されている。欧州委員会からもEUの雇用政策のモデルとして積極的に評価されているが, EU全域での実行可能性については楽観的ではない見方もある。なぜなら, その実現に重要となる労使間の「社会的対話」が新規加盟国においては未発達であるという現実がある。
- 田中, 前掲論文, p. 196. “Flexicurity Combining flexibility and security”, *Social Agenda*, No. 13, March, 2006, pp. 15-17.
- (42) European Commission (2006), *Joint Employment Report 2005/2006 — More and Better Jobs: Delivering the Priorities of the European Employment Strategy*, 7347/06, p. 13.
- (43) 中村健吾 (2002) 「EUにおける『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141号, p. 58.
- (44) 福原, 前掲書, p. 21.
- (45) 福原宏幸 (2006) 「社会的包摂政策を推進する欧州連合 — そのプロセスと課題 —」, 『生活経済政策』115 (通号 531), p. 14.
- (46) 同上

- (47) 同上
- (48) European Commission (1992), *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, COM (1992) 542 final, p. 8.
- (49) 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護 — 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社, 2000年, p. 31.
- (50) 福原宏幸 (2010) 「社会的排除/包摂論の現在と展望 — パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」, 福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社, pp. 12-13. 前掲の拙稿では, 社会的排除概念についての言説やパラダイムなどを整理している。
- (51) Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 12 and 14 march 2000, Presidency Conclusions*, para.
- (52) European Commission (1999), *A Concerted Strategy for Modernizing Social Protection*, Brussels, 14. 07. 1999, COM (1999) 347 final
- (53) 本稿の注(29)を参照のこと。
- (54) 1.3ですでに述べた通り, 1997年6月のアムステルダム欧州理事会でEC条約の改正がなされ, 雇用に関する政策協調を規定する雇用条項が加えられた。そして同年11月のルクセンブルク欧州理事会では雇用指針が承認された。これ以降, 閣僚理事会が「雇用指針 (employment guideline)」を毎年策定し, 加盟国はその指針に沿って行動計画を策定して年次報告を提出し, 閣僚理事会と欧州委員会が各国の取り組みを監視し, 勧告する, というOMCによる政策サイクルが始動した。
- (55) *Ibid.*, p. 12.
- (56) 濱口桂一郎 (2008) 「EU雇用戦略と社会保障 — 公開調整手法による政策協調」, 『海外社会保障研究』, Winter, No. 165. p. 14.
- (57) 力久昌幸 (2007) 「欧州統合の進展に伴う国内政治の変容 — 「欧州化」概念の発展と課題に関する一考察 —」, 『同志社法學』59巻2号, p. 44.
- (58) *Fight against poverty and social exclusion – Definition of appropriate objectives*, Brussels, 30 November 2000 <[http://ec.europa.eu/employment\\_social/social\\_inclusion/docs/approb\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/employment_social/social_inclusion/docs/approb_en.pdf)> (閲覧日: 2018年10月29日)
- (59) ヨーロッパ諸国における低所得者対策では, 「福祉から労働へ」の視点に立って, 所得補償給付を主とした社会扶助を維持しつつも, 受給者を労働市場に参加させる積極的労働政策へ移行しつつある。
- (60) 中村健吾 (2005) 『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂, pp. 289-302.
- (61) 前掲論文, 福原 (2006), p. 16.
- (62) 労働市場政策には, 一般に「消極的労働市場政策」と「積極的市場政策」がある。前者が, 失業者などの労働市場から排除された労働者の生活を保障するために失業給付を行うといった施策が典型であるように, 市場からの排除を事後的に救済し失業後の生活を保障する性格をもつ。それに対し後者は, 労働市場からの排除を未然に防ぐ, あるいは排除された労働者を再度労働市場に戻すべくケアや訓練を施す諸政策である。宮寺由佳 (2008) 「スウェーデンにおける就労と福祉 — アクティブーションからワークフェアへの変質 —」『外国の立法』236, p. 104.
- (63) 濱口 (2003), 前掲論文, pp. 28-29.
- (64) 同上, p. 29.
- (65) ワークフェアという言葉は, その出自から厳密な定義を持つ学術用語ではなく, 論者によって使われ方が異なる。
- (66) 埋橋孝文 (2007) 『ワークフェア — 排除から包摂へ?』法律文化社, p. 16.
- (67) 同上, pp. 2-3.
- (68) 宮寺によれば, スウェーデンにおいても積極的労働市場政策やアクティブーションもワークフェアに変質してきているという。前掲論文, pp. 105-106.



## 参考文献

- 入稲福智 (2005) 「リスボン戦略」『平成国際大学論集』第 9 号, pp. 131-145.
- 埋橋孝文 (2007) 『ワークフェア — 排除から包摂へ?』法律文化社.
- 小島健 (2015) 「EU 社会政策の展開」『東京経大会誌』第 285 号, pp. 243-267.
- 竹中康之 (2000) 「EU 社会政策の発展」, 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ.
- 辰巳浅嗣編著 (2012) 『EU 欧州統合の現在』(第 3 版), 創元社.
- 田中敏 (2007) 「社会政策 — 「欧州社会モデル」の変革 —」, 国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU : 機構・政策・課題 : 総合調査報告書』国立国会図書館, pp. 190-206.
- 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護 — 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社.
- 中村健吾 (2002) 「EU における『社会的排除』への取り組み」『海外社会保障研究』141 号, pp. 55-56.
- 中村健吾 (2005) 『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂.
- 濱口桂一郎 (2003) 「EU の雇用・社会保障戦略が示唆するもの (上)」, 『週刊社会保障』No. 2235 (2003. 5. 26), pp. 26-29.
- 濱口桂一郎 (2008) 「EU 雇用戦略と社会保障 — 公開調整手法による政策協調」, 『海外社会保障研究』, Winter, No. 165. pp. 14-24.
- 広部直子 (2005) 「EU 統合ダイナミズムの中のリスボン戦略 — 統合の社会的側面の観点から —」, 『外務省調査月報』, No. 1, pp. 36-63.
- 福原宏幸 (2006) 「社会的包摂政策を推進する欧州連合 — そのプロセスと課題 —」, 『生活経済政策』115 (通号 531), pp. 14-17.
- 福原宏幸 (2010) 「社会的排除/包摂論の現在と展望 — パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」, 福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社.
- 細井優子 (2018) 「ヨーロッパにおける社会的排除 — 概念整理の試み —」, 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』第 20 卷, 第 1 号, pp. 25-42.
- 宮寺由佳 (2008) 「スウェーデンにおける就労と福祉 — アクティベーションからワークフェアへの変質 —」『外国の立法』236, pp. 102-114.
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学 : 自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- 力久昌幸 (2007) 「欧州統合の進展に伴う国内政治の変容 — 「欧州化」概念の発展と課題に関する一考察 —」, 『同志社法學』59 卷 2 号, pp. 29-67.
- Council of the European Union (2000), *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000, Presidency Conclusion*.
- Council of the European Union (2003), Council Decision of 22 July 2003 on guidelines for the employment policies of the Member States, (2003/578/EC), *Official Journal of the European Union*, L197/13.
- Council of the European Union (2005), *European Council Brussels, 22-23 March 2005, Presidency Conclusion*.
- European Commission (1992), *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*, COM (1992) 542 final.
- European Commission (1993), *Growth, competitiveness, employment The challenges and ways forward into the 21st century: White paper*, COM (93) 700.
- European Commission (1993), *Green Paper European Social Policy: Options for the Union*, COM (93) 551.
- European Commission (1994), *European Social Policy — A Way Forward for the Union. A White Paper. Part A*. COM (94) 333.

- European Commission (1997), *The 1998 Employment Guidelines, Council Resolution of 15 December*.
- European Commission (2006), *Joint Employment Report 2005/2006 — More and Better Jobs: Delivering the Priorities of the European Employment Strategy*, 7347/06.
- European Commission (2010), *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth*. COM (2010) 2020.
- European Commission (2017), *Commission presents the European Pillar of Social Rights*, Press release, Brussels, 26 April 2017.
- Hantrais, Linda (1995), *Social Policy in the European Union*, Macmillan.
- High Level Group (2004), 'Facing the Challenge — The Lisbon strategy for growth and employment'.
- Rhodes, Martin (2005), "Employment Policy" Helen Wallace *et al.*, *Policy-making in the European Union*, Oxford University Press.
- Flexicurity-Combining flexibility and security*, *Social Agenda*, No. 15, March, 2006.
- Fight against poverty and social exclusion — Definition of appropriate objectives, Brussels, 30 November 2000.

(原稿受付 2018年10月31日)